

個人用
CAWLSマイカーリース
ご案内

“Webを利用して簡単なリース料が計算できる”



株式会社セディナ
株式会社セディナオートリース

はじめに

本制度のお取扱いにあたり、下記の重要事項を必ず確認のうえ対応願います。

本制度でのお取扱いは、

個人の方のみ（個人専用）

となります。

また、

マイカーリース専用（※）

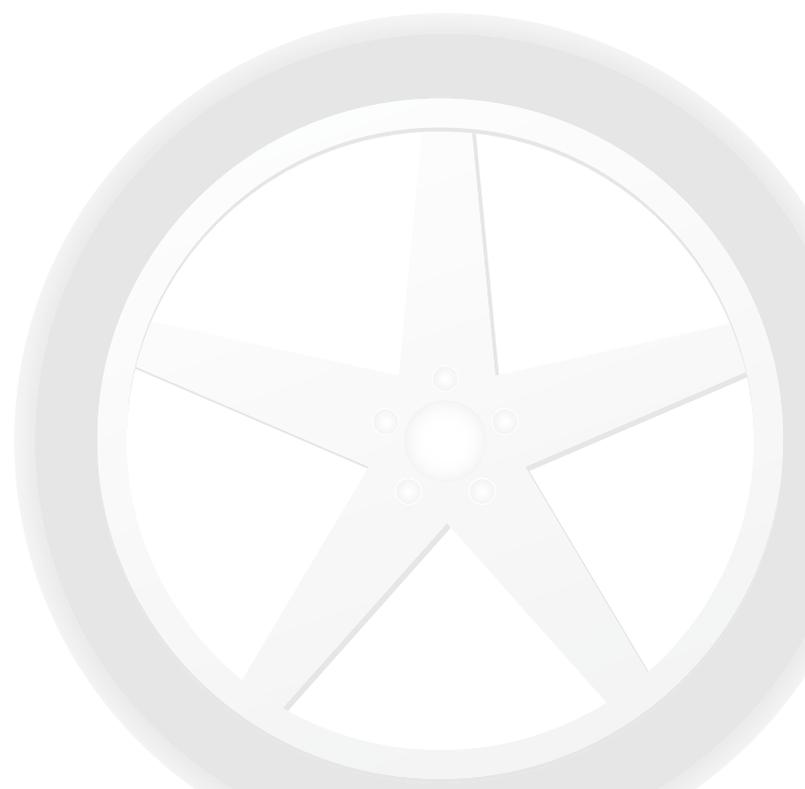
です。

※本制度でいうマイカーとは自家用乗用車を指します。

■本制度では、法人・個人事業主の方ならびに事業で使用になる車両の他、自家用乗用車以外のお取扱いは出来かねますのでご了承ください。

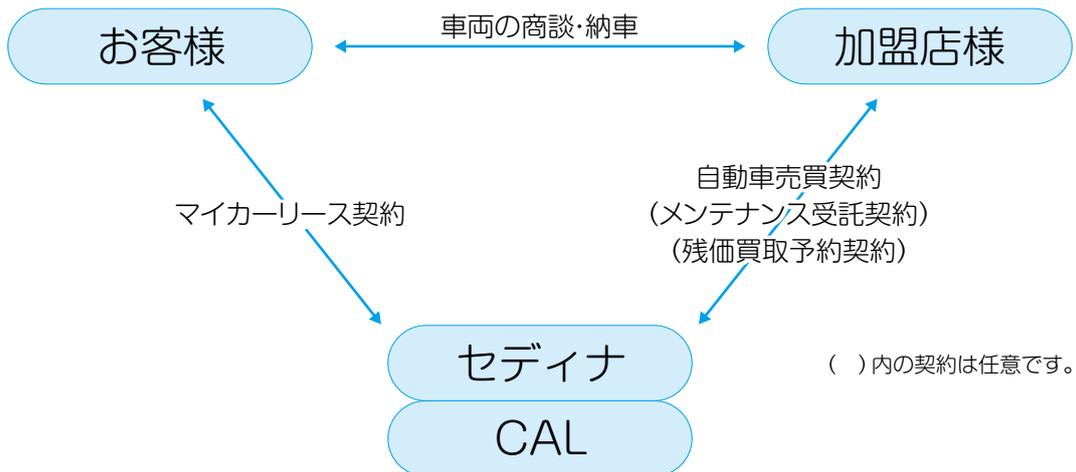


1. CAWLSマイカーリースとは	1 ページ
2. CAWLSマイカーリースのメリット	2 ページ
3. CAWLSマイカーリースの対象項目	4 ページ
4. CAWLSマイカーリースの契約形態	5 ページ
5. 残価の設定	6 ページ
6. メンテナンス料金の設定	7 ページ
7. CAWLSマイカーリースの実務フロー	9 ページ
巻末 資料（1）マイカーリース申込書	
資料（2）リース契約満了時の業務フロー	
資料（3）法人・個人事業主の方ならびに事業用車両等のお取扱いについて	



1. CAWLSマイカーリースとは

リース会社がおお客様の希望した車両を「一定期間」「一定料金」で貸渡する制度です。リース取引の当事者は『お客様』『加盟店様』『㈱セディナ（以下セディナという）』の関連会社である『㈱セディナオートリース（以下CALという）』とし、セディナはリース取引の紹介、個人のマイカーリース契約に係る保証業務を行います。なお、それぞれの関係は以下のようになります。



※法人・個人事業主の方はお申込みできません。

対象車両 (契約)

新車・中古車ともにリースの対象です。また、自家用乗用車が対象になります。

区分1	区分2	対 象	備 考
車 両	新 ・ 中 区 分	新車・中古車	
	自家用・事業用の別	自家用	
	用 途	乗用車	
	外 国 車	正規輸入車	

お客様のメリット

- ①多額の購入資金を必要としないため、一時的な多額の出費がなくなります。
- ②残価を据え置いているため月々の支払額が一般ローンと比べて少なくすみます。
- ③煩わしい各種税金（自動車税等）や保険料の支払手続の手間が省けます。
- ④車検・定期点検他、車両の整備実施により、万全な状態で安心して車両を使用できます。
(メンテナンスリースの場合)

2.CAWLSマイカーリースのメリット

● 加盟店様のメリット

①ビジネスチャンスが拡大(4回収益機会が発生します)

- ・販売収益 …………… 車両販売利益が発生します。
 - ・保険料代理店収入 …………… リース契約に自動車保険を入れることにより、保険料代理店収入が得られます。
 - ・メンテナンス収益 …………… メンテナンスを加盟店様で実施した場合発生します。
 - ・車両再販収益 …………… リース満了時の車両は加盟店様と相談して処理します。
- *特にメンテナンスは毎月定例収入となり、経営の基盤構築に大きく寄与します。

②お客様の囲い込みが容易

現金やローンで販売した場合、納車後から発生する車検・点検や車両の処分はお客様が自分の判断で行いますが、リースはほとんどの場合、加盟店様が介在する仕組みとなっており、リース期間中はお客様の動向が把握できます。

③中古車もお取扱可能

新車以外にも中古車両のお取扱いもできます。



メンテナンスリースを勤めてください。お客様の車両を管理することで次回の入れ替えにつながります。

他社比較

	通常のオートリース	収益性が高い CAWLS
対象車両	一般的には 新車限定	新車・中古車 問いません
メンテナンス	工賃単価は リース会社 が決めます	工賃単価は 加盟店様 が決めます
オイル・タイヤ	リース会社 から支給されたものを使用	加盟店様 が仕入れたものを使用します
リース終了時の車両	リース会社 が処分します	加盟店様 で再販できます

④Web (インターネット) を利用してリース料計算が簡単にできます。

Web リース計算システム (CAWLS シミュレーター) を無料で提供します。

インターネットに接続できるパソコンがあれば、24 時間どこからでもリース料を計算できます。

CAWLSシミュレーターで商談スピードと成約率をWUP

- ◆加盟店様のパソコンを利用してホームページ上でいつでもリース料計算が簡単にできます。商談中にリース料を計算して、その場で提示していただけます。
- ◆お客様の希望の月額リース料に調整するためのシミュレーション機能を搭載しています。計算の都度、リース会社に問い合わせる必要はありません。
- ◆新車の型式と登録月を選択すると自動車税・重量税・自賠責が自動表示されます。

CAWLSシミュレーターの操作手順

①画面

セディナオートリースのホームページを開く

<http://www.cedyna-al.jp>



②CAWLSログイン画面



ご利用にはユーザーIDとパスワードが必要です。
ユーザーID発行依頼書はWebの中にあります。

③「個人のお客様」選択



④車種検索画面



⑤計算書画面



操作方法については、「CAWLSオペレーションマニュアル」をご参照ください。

ホームページアドレス <http://www.cedyna-al.jp>



3.CAWLSマイカーリースの対象項目

オートリースの種類は2種類です。

- ・ファイナンスリース(リース料に車両代・税金・保険料等が含まれている)
- ・メンテナンスリース(ファイナンスリースに車両の点検整備等が含まれている)

*リース料には一般的に下記項目が含まれています。

	項目	内容	ファイナンスリース	メンテナンスリース
1	車両本体		○	○
2	オプション	カーナビ・ETC等	○	○
3	登録諸費用	車庫証明・登録手続き費用等	○	○
4	取得税		○	○
5	自動車税	リース期間中	○	○
6	重量税	登録時またはリース期間中	○	○
7	自賠責保険	登録時またはリース期間中	○	○
8	任意保険	リース期間中対応の長期保険	△	△
9	車検整備	継続車検整備	×	○
10	点検整備	法定・定期点検	×	○
11	油脂類交換	各種オイルの交換	×	○
12	タイヤ交換		×	△
13	バッテリー交換		×	△
14	ベルト交換		×	△
15	その他	ブレーキパット・ワイパーゴム・点火プラグ	×	△

○…含む ×…含まない △…任意

④ 4.CAWLSマイカーリースの契約形態

リースは、契約当初にリース満了時の車両残存価格（以下残価という）を設定してリース料を算出します。残価はリース満了時まで据え置かれるため、月額リース料は低額となります。この残価の処理方法によって以下の2通りの契約形態になります。

○ オープン・エンド方式

リース契約当初に設定した残価について、リース満了時に実際の車両の価格と当初設定した残価の差額をお客様が負担する契約です。リース契約書上に残価が明記されます。



- ・ 売却損が発生した場合、お客様にその差額を負担していただきます。
- ・ 売却益が発生した場合、お客様にその差額を返還いたします。

○ クローズド・エンド方式

リース満了時に車両価格と残価の差額を精算しない。リース契約書上に残価が明記されません。

* 残価の買取保証

クローズド・エンドの場合、加盟店様で残価買取保証（買取予約）を付けていただければ、リース満了時に対象車両を残価で買い取ることが可能です。残価は契約時加盟店様で決めていただきます。

また、加盟店様で残価買取保証をしない場合でもリースを取り組むことができます。その場合は、CALにご相談ください。

5.残価の設定

高い残価設定は、毎月のリース料の低減が可能ですが、リース満了時のリスク（残価と実際の価格との差額の負担）が伴うため、予め車両の中古車市場での人気・使用状況などを参考として定めなければなりません。

一般的な残価を決める要素

(1) 使用年数

(2) 車種（将来の中古車市場を予測）

(3) 走行距離（リース期間中の走行距離を予測）

(1) 車両価格に対する残価率（月間走行距離が1,000km以内を想定）

下記残価率を最高値として原則、この範囲以内で設定します。

リース期間	3年	4年	5年
残価率（最高）	40%	30%	20%

(2) 中古車情報誌・オークション情報等

車種によっては将来の中古市場での人気により車両残価率に乖離が生じます。対象車両の将来価格の目安として中古車流通価格を調べる必要があります。

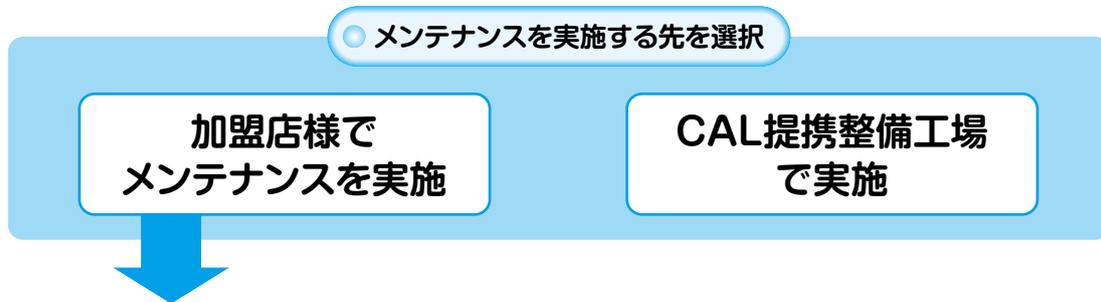
(3) 予想走行距離

上記残価率（最高）は月間1,000Km以内を想定しての残価率としていますが、月間予想走行距離が1,000Kmをはるかに超える走行距離を想定した場合は、その残価率を引き下げなければなりません。

* オープン・エンド方式の場合、リース契約書の残存価格欄に残価を明記してお客様の確認印をいただいでください。

6.メンテナンス料金の設定

メンテナンスリースとは、リース期間中に定期的に整備・点検・消耗品の交換を実施し、リース期間中の車両走行に支障をきたさないようにすることを目的とします。



メンテナンス料は毎月加盟店様ご指定の口座へ月額料金を振り込みます。

車両毎にメンテナンス料金を算出する方法 《参考》

リース期間中のメンテナンスの単価・回数を算出しその費用合計をリース回数で割って月額メンテナンス料を定めます。(単価は加盟店様独自で決めてください。)

内 容	単 価	回 数	計
継 続 車 検 整 備			
法 定 点 検			
スケジュール点検			
エンジンオイル交換			
ミッションオイル交換			
ブレーキパッド交換			
点火プラグ交換			
各種ベルト交換			
タイヤ交換			
バッテリー交換			
その他整備費用			
合 計			合計金額

$$\text{月額メンテナンス料} = \frac{\text{合計金額}}{\text{リース回数(月数)}}$$

加盟店様でメンテナンスを実施する場合の月額料金は、通常上記方法で決めますが、CALに連絡いただければ計算しなくても一般的な料金をお知らせいたします。

月額メンテナンス料金表を作成する方法 《参考》

予め以下の表を加盟店様で作成し、車種・走行距離より月額メンテナンス料金を定める。

月額メンテナンス料金表

リース期間 ()年

排気量のGはガソリン・Dはディーゼル

	月間走行 排気量	1,000km 以下	1,001~ 1,500km	1,501~ 2,000km	2,001~ 3,000km	3,001km 以上
軽乗用車	~660G	月間メンテ ナンス料	//	//	//	//
乗 用 車	~1500G ~1700D	//	//	//	//	//
	~1800G ~2200D	//	//	//	//	//
	~2000G ~3200D	//	//	//	//	//
	~3000G	//	//	//	//	//
	~4100G	//	//	//	//	//

EXCELメンテナンス料計算システム

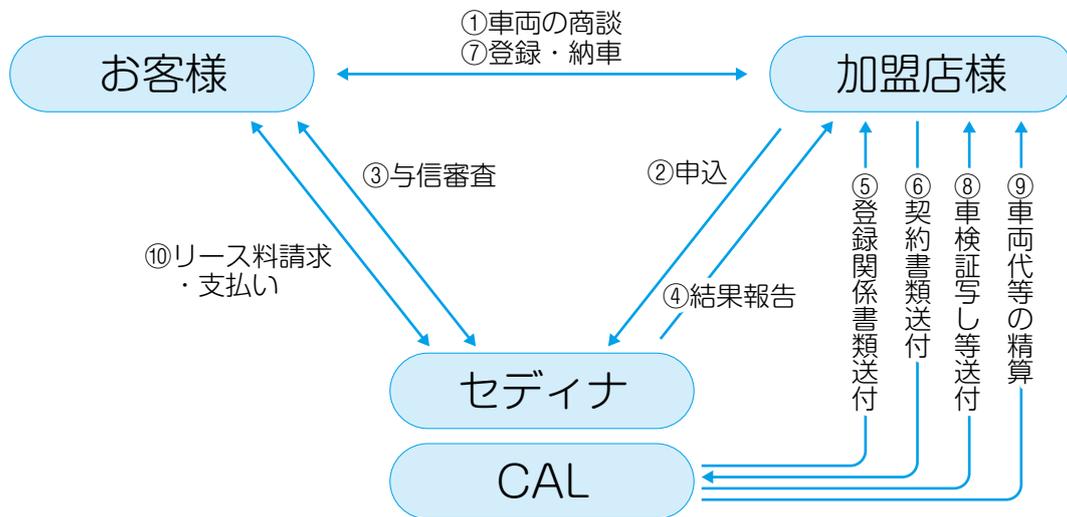
CAWLSシミュレーター内にEXCEL (エクセル) を使った月額メンテナンス料計算システムを用意しました。

あらかじめ標準的な工程単価と作業回数が入力されているため、リース期間 (3年・4年・5年) を選択すれば参考価格として月額メンテナンス料を算出できます。

また、工程単価と作業回数を変更して、自社用にカスタマイズ (加工) することもできます。ファイルのダウンロード用に専用サイトを作成しましたので、メニュー画面の中にある同タイトルのアイコンをクリックしてください。

7. CAWLSマイカーリース実務フロー

(1) 《商談・契約・納車まで》



①車両の商談

購入車両が決まったら、リース料計算ソフト（CAWLSシミュレーター）にてリース料計算をしていただき、リース契約書を作成していただきます。

お客様控は未記入欄がありますが、切り外して必ずお客様にお渡ししてください。（空欄部分についてはお客様宛にCALより後日「リース契約内容のご案内」が送付されます。）

なお、連帯保証人がある場合は、リース契約書の最終ページの「個人情報の取り扱いに関する同意条項」をお渡しください。

②申込

リース契約書の「保証委託契約書（A3サイズ）」を左右A4サイズでコピーし、「CAWLSシミュレーターのリース料計算書」「運転免許証のコピー」と共にFAX送信していただきます。（縮小コピーでも可です。）

③与信審査

個人信用情報機関にお客様の情報を照会後、お客様にリース契約の意思確認をいたします。

④結果報告

契約可となりますと、セディナより保証番号が通知されますので、リース契約書の所定欄に記入してください。

⑤登録書類等送付

結果報告の翌営業日にCALから加盟店様に以下の書類が送付されます。

- ・注文書（複写式で注文書・注文請書・請求書となっています。又、残価保証がある場合、再売買特約事項が記載されています）
- ・登録関係書類（印鑑証明書・委任状・OCRシート・申請依頼書）
- ・「書類送付のご案内（チェックリスト）」
- ・CAL宛のレターパック（返送用セット）

⑥契約書類送付

CAL宛のレターパックを利用して以下の書類を送付していただきます。

- ・リース契約書（保証委託契約書・預金口座振替依頼書含む）
- ・注文請書・請求書（残価保証がある場合、注文請書に再売買特約事項が記載されています）
- ・「書類送付のご案内（チェックリスト）」にてご案内の書類

⑦登録・納車

車検証の使用者はお客様、所有者はCALとして登録します。納車時にお客様より自動車借受証（リース契約書に付いています）の所定欄に押印していただきます。

⑧車検証の写し等送付

登録・納車後加盟店様よりCAL宛に以下の書類を送付していただきます。

- ・自動車借受証
- ・車検証コピー（FAX 送信可）
- ・自賠責保険コピー（FAX 送信可）
- ・リサイクル券コピー（FAX 送信可）

⑨車両代等の精算

CALに上記⑧の書類が到着後、毎月5・15・25日に締めて、それぞれ15日後に加盟店様ご指定の口座に入金いたします。なお、該当日が休日の場合は翌営業日となります。

⑩リース料請求・支払

- ・CALよりお客様へ「リース契約内容のご案内」が送付されます。
- ・リース料はCALに⑧の書類が毎月10日までに到着したら、翌月6日から口座引落が始まります。

② 《リース満了時の処理》

リース期間満了日の2～3ヶ月前にCALよりお客様と加盟店様に『リース期間満了のお知らせ』を送付いたします。

満了時の選択は以下の3通りの選択ができます。

①引き続き車両使用（再リース）

再リース料を算出しますので、CALにご連絡ください。この場合一般的には次回車検日までの期間でリースを再契約します。

②リース車両の購入

残価がオープン・エンド方式の場合は、残価にてリース期間満了時にリース車両を買い取ることができます。この場合、残価額とその消費税ならびにリサイクル料相当額、リース期間外の自動車税相当額他をお支払いいただきます。

③車両返却

車両を返却していただきます。その際は次の入替車両もリース契約を勧めてください。

・オープン・エンド方式の場合

残価と現在の車両価格（査定価格・または業者買取価格）の差額をお客様と精算し、リース契約の終了をします。

・クローズド・エンド方式の場合

契約当初の月間予想走行距離より著しく多く超過している場合や、車両を違法な改造処理などを行っている場合を除き、車両を返却していただければリース契約の終了となります。

※具体的な業務については、巻末の資料(2)を参照願います。

③ 《中途解約時》

基本的には、リース期間中にリース契約の解約はできません。しかしながら、事故等で走行不能となった場合などに限り対応します。これをリース契約の中途解約といいます。

中途解約処理

○オープン・エンド方式の場合

CAL規定の中途解約損害金をCALに支払っていただきます。

○クローズド・エンド方式の場合

$$\text{中途解約損害金} = \text{基本額} - (\text{逦減月額} \times \text{経過月数}) - \text{車両売却額 (査定額)}$$

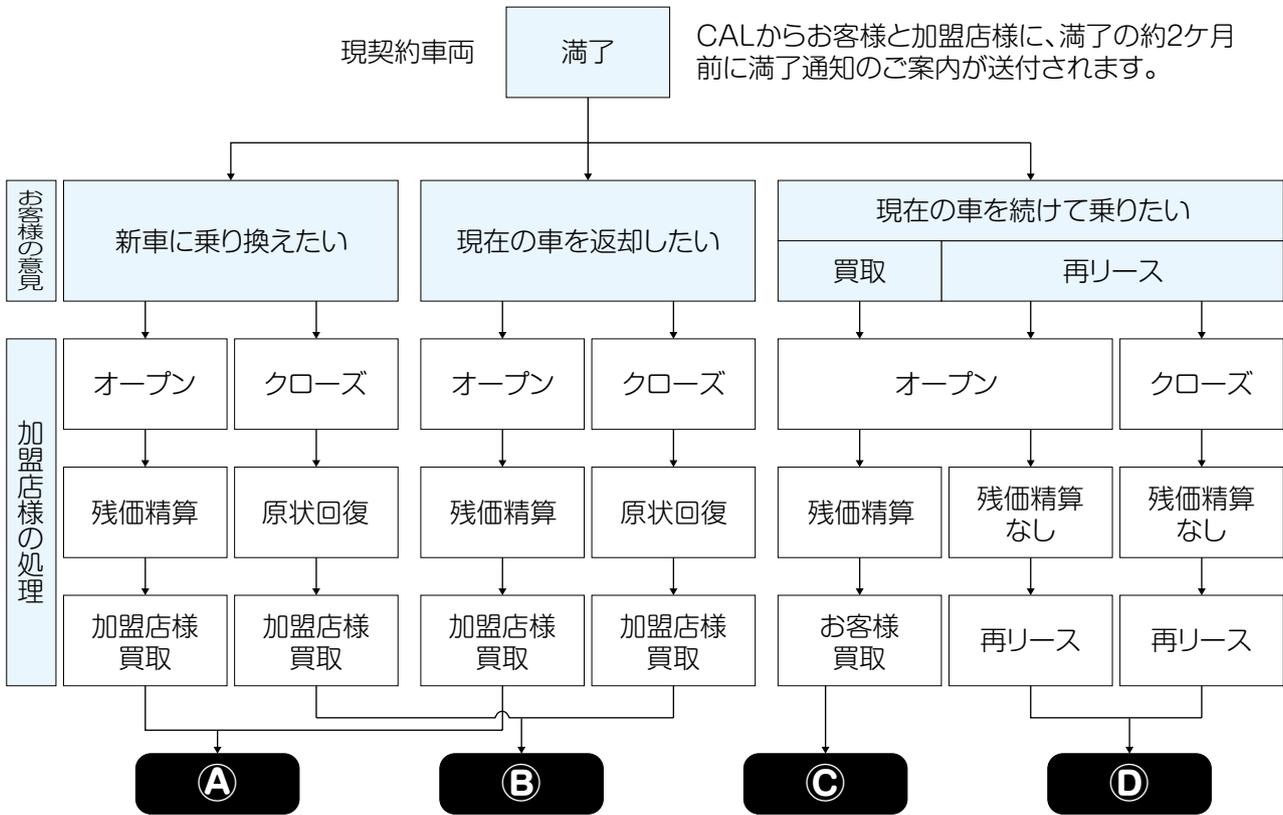
上記計算式で中途解約損害金を算出しCALに支払っていただきます。

*一般的には上記方法により中途解約損害金を算出しCALに支払っていただきますが、お客様より中途解約の依頼がありましたら、まずCALにご連絡ください。



資料(2) リース契約満了時の業務フロー

リース満了時における加盟店様の処理



書類の流れ

A オープン・加盟店様買取

- ① CAL担当者に連絡する。
 - ② CALから加盟店様に入替車両の見積書を送付する。
 - ③ CALから加盟店様へ買取請求書と買受書を発行する。
 - ④ 残価と査定額との差額精算する。
 - ・残価>査定額:差額をお客様が負担する
 - ・残価<査定額:差額をお客様に支払いする
 - ⑤ 請求書に記載された期日までにCALに支払いをする。
 - ⑥ CALは、入金確認と買受書(捺印済み)を受け取った時点で、名義変更の書類を加盟店様に送付する。
 - ⑦ 所有権解除後の車検証のコピーをCALに送付する。
下取り後の車両は中古車として再販も可能です。
- ※CALで引き揚げることもできます。

B クローズ・加盟店様買取

- ① CAL担当者に連絡する。
- ② CALから加盟店様へ買取請求書と引渡受書を発行する
- ③ 凹み傷があればお客様の負担で原状回復をする。
- ④ 請求書に記載された期日までにCALに支払いをする。
- ⑤ CALは、支払い完了と引渡書(捺印済み)を受け取った時点で、名義変更の書類を加盟店様に送付する。
- ⑥ 所有権解除後の車検証のコピーをCALに送付する。
下取り後の車両は中古車として再販も可能です。

C オープン・お客様買取

- ① CAL担当者に連絡する。
- ② CALからお客様に買取請求書と買受書を直接もしくは加盟店様経由で発行する。
- ③ 請求書に記載された期日までにCALに支払いをする。
- ④ CALは支払い完了と買受書(捺印済み)を受け取った時点で、名義変更の書類を加盟店様に送付する。
- ⑤ 所有権解除後の車検証コピーをCALに送付する。

D 再リース

- ① CAL担当者に連絡する。
- ② CALから加盟店様に再リース見積書を送付する。
車検費用抜きでも可



資料(3) 法人・個人事業主の方ならびに事業用車両等のお取扱い

本制度では、法人・個人事業主の方ならびに事業で使用になる車両の他、
自家用乗用車以外のお取扱いは出来かねます。

当該お客様ならびに当該車両のお取扱いにつきましては、直接、株式会社
セディナオートリースにお申込み・お問い合わせ願います。

〈お申込み・お問い合わせ先〉

株式会社セディナオートリース

TEL 0120-017-818 FAX 03-3345-9725

(平日 9:30~18:00 土日・祝日 10:00~18:00)



CAL 株式会社セディナオートリース

〈お申込受付窓口〉

株式会社セディナ <http://www.cedyna.co.jp>

プロモーションセンター

TEL 0120-482-041 FAX 0120-052-211

(受付時間 平日 9:30~18:00 土日・祝日 10:00~18:00)

株式会社セディナオートリース <http://www.cedyna-al.jp>

東京第一営業部 〒160-0023 東京都新宿区西新宿三丁目6番11号(西新宿KSビル7階)
TEL (03)3345-9721(代) FAX (03)3345-9725

名古屋営業部 〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目8番12号(伏見KSビル3階)
TEL (052)212-1081(代) FAX (052)212-1085

大阪営業部 〒541-0042 大阪府中央区今橋四丁目4番7号(京阪神淀屋橋ビル11階)
TEL (06)6228-1172(代) FAX (06)6228-1170

福岡営業部 〒810-0004 福岡市中央区渡辺通四丁目10番10号(紙与天神ビル3階)
TEL (092)741-2101(代) FAX (092)741-2161